

# 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

[令和3年7月1日 現在]

## 1. 株式会社ミタカ福岡営業所の概要

### (1) 事業者の基本情報

事業所名称	株式会社ミタカ 福岡営業所
所在地	〒812-0876 福岡市博多区昭南町3丁目4-20  TEL 092-558-3979 FAX 092-558-3978
介護保険指定番号	4070904216
サービスを提供する地域	①福岡市・②春日市・③大野城市・④太宰府市・⑤筑紫野市・⑥糸島市 ⑦那珂川市・⑧志免町・⑨宇美町・⑩粕屋町
管理責任者	上原 謙太

### (2) 営業日時及び休日

月曜日～金曜日	午前8:30～午後5:30
休日	土曜日・日曜日・国民の祝日・夏季休暇(3日)・年末年始(4日)

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	0.5名	0名	0.5名
専門相談員	福祉用具専門相談員	3.5名	0名	3.5名

### (4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 7:00～8:30	通常時間帯 8:30～18:00	夜間 18:00～21:00
平日	△	○	△
土・日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

## 2. 取り扱い福祉用具の品目

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器  
⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行用補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト  
⑬自動排泄処理装置

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービス(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)を利用する場合は、原則として法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合(1割・2割または3割)に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた福祉用具貸与料金は全額自己負担となります。

[福祉用具貸与料金]

### (2) 契約書に記載する金額

### (3) 貸与開始日及び終了日の計算方法は次の通りとする。

- ① 貸与開始日が開始月の15日以前の場合、月額貸与料金の全額  
② 貸与開始日が開始月の16日以降の場合、月額貸与料金の1/2  
③ 貸与終了日が終了月の15日以前の場合、月額貸与料金の1/2  
④ 貸与終了日が終了月の16日以降の場合、月額貸与料金の全額  
⑤ 貸与期間が1ヶ月以内の場合、月額貸与料金の全額

### (4) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

但し、弊社が定める営業地域以外の場合は当事業所から1km当たり20円徴収いたします。

#### (5) 料金の支払い方法

料金の支払方法は、原則口座引き落としとなります。

#### (6) 料金の変更について

やむを得ない事情（社会情勢・物価の上昇・消費税率の変更など）により、以外契約書の有効期間中であっても、利用料金の変更が出来るものとします。変更の際は、事前に文章での通知をさせていただき事により、承認されたものとします。通知は当社に登録された住所へ、変更実施日の1か月前までに行います。この変更を了承できない場合は、契約を解除・以外を終了することが出来ます。

### 4. 福祉用具貸与サービスの利用方法

#### (1) 福祉用具貸与サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。福祉用具貸与契約を結び、福祉用具を貸与いたします。（※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。）

#### (2) 福祉用具貸与契約の終了

##### ① お客様のご都合で福祉用具貸与契約を終了する場合

##### ② 当事業所の都合で福祉用具貸与契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、福祉用具貸与契約の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に福祉用具貸与契約が終了します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付で福祉用具貸与サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）

- ・ お客様が亡くなられた場合

##### ④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく福祉用具貸与サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具貸与サービスを終了させていただく場合がございます。

#### (3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### (4) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等（ベッドのリモコンが作動しないなど）があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

### 5. 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

## 6. 個人情報保護ポリシー

株式会社ミタカ(以下「当社」という)は、お客様の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、よりよい商品・サービスを提供させていただくため、以下の取り組みを推進し、責任をもってお客様の個人情報を保護いたします。

### ① 法令等の遵守

当社は、個人情報保護法その他、関係法令およびガイドライン等を遵守いたします。

### ② 個人情報の収集

当社がお客様から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示したうえで、その目的達成に必要な範囲で収集させていただきます。

また、当社は偽りその他不正の方法による取得はいたしません。

### ③ 個人情報の利用目的

当社がお客様の個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的の範囲を超えた利用はいたしません。

#### 利用目的

◆当社がご提供する介護サービス（納品・引き取り・点検等）

◆介護保険業務

- ・ご利用開始・中止等の管理
- ・会計・経理（レンタル代金ご請求・領収証発送等）
- ・事故等のご報告
- ・介護サービスの向上
- ・審査支払機関へのレセプト提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出等

◆その他

- ・他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所様等との連携（サービス担当者会議等）、照会等への回答
- ・その他、業務委託
- ・ご家族等への心身の状況のご説明
- ・当社からのお知らせ

### ④ 第三者提供の制限

当社をご本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得る事が困難であるときや、公衆衛生の向上のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるときや、国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、その個人情報保護法その他法令に従う場合は、この限りではありません。

### ⑤ 個人情報の安全管理

当社はおお客様の個人情報の漏えい、滅失または棄損の防止、その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。

### ⑥ 個人情報の開示・訂正等

お客様のご要望に応じて、可能な限り個人情報の開示、訂正、追加または削除をします。

### ⑦ 個人情報に関するお問合せ

当社が取り扱う個人情報に関するお問合せ・苦情につきましては、下記窓口にご相談ください。

株式会社 ミタカ 本社

〒861-3107 熊本県上益城郡嘉島町上仲間 850-2

TEL: 096-237-2257 FAX: 096-237-2259

株式会社 ミタカ 福岡営業所

〒812-0876 福岡県福岡市博多区昭南町3丁目4-20

TEL: 092-558-3979 FAX: 092-558-3978

## 7. サービス内容に関する苦情

### (1) お客様からの苦情・相談体制

- ① 当事業所はお客様又はご家族等から福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスに関する苦情・相談等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。
- ② 苦情が生じた場合は、ただちに担当がお客様又はご家族様に連絡を取り、直接訪問し詳しい事情を聞かせて頂くと共に、必要に応じて管理者を含めて検討会議を開き、迅速な対応を致します。同時に居宅介護支援事業所、及び関係者への報告を致します。
- ③ 苦情処理表を作成し原因分析を行い、台帳へ保管し再発防止に努めます。

### (2) 当事業所へのお客様相談・苦情窓口

<p>◆株式会社ミタカ福岡営業所</p>	<p>受付時間 : 8:30~17:30          電話番号 : 092-558-3979          F A X 番号 : 092-558-3978          担 当 : 上原 謙太 緊急連絡先 : 080-9066-7903          電話番号 : 096-214-1101 (直通)</p>
<p>◆福岡県国民健康保険団体連合会          介護保険課          介護保険サービス苦情相談窓口</p>	<p>公的機関の相談窓口          ○各市区町村 介護保険課・福祉課          &lt;福岡市&gt;          東 区福祉・介護保険課 電話:092-645-1069          城南区福祉・介護保険課 電話:092-833-4105          博多区福祉・介護保険課 電話:092-419-1081          早良区福祉・介護保険課 電話:092-833-4355          中央区福祉・介護保険課 電話:092-718-1102          西 区福祉・介護保険課 電話:092-895-7066          南 区福祉・介護保険課 電話:092-559-5125          春日市役所・高齢課・介護保険担当 電話:092-584-1111          大野城市役所 長寿支援課 長寿支援担当 電話:092-580-1859          太宰府市役所 健康福祉部高齢者支援課 電話:092-921-2121          筑紫野市役所 健康福祉部 介護保険課 電話:092-923-1111          糸島市役所 介護保険課 電話:092-332-2070          那珂川町役場 健康福祉部介護保険担当 電話:092-953-2211          志免町役場 福祉課 電話:092-935-1001          宇美町役場 福祉課 電話:092-934-2243          粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課 電話:092-938-0229          ○福岡県介護保険広域連合 電話:092-643-7055          ○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話:092-642-7859          ○</p>